

一般社団法人 権利擁護支援センター・えん

縁あってあなたと繋がり支援することになります。あなたの安心・安全な生活を守るため、あなたの意思を尊重し、身上保護(生活に必要な金銭管理、施設への入所、病院への入院、介護サービスの契約等)を主体として責任を担い、円のような切れ目のない支援を行います。

事業内容

(1) 任意代理契約による支援事業

任意代理契約(財産管理委任契約)とは自分の財産の管理の一部、または全部を自分で選んだ代理人に代理権を与え委任します。

任意代理契約は後述の任意後見制度や成年後見制度と違い判断能力の減退などがない場合でも利用できます。

委任者に判断能力があることが前提で利用することができるので、委任者が任意後見や成年後見を開始すると任意代理契約(財産管理委任契約)は終了します。

費用:基本手数料(月1回程度の面会・必要時の安否確認・相談等) 1万円/月

委任事務付加手数料 1万円/月~3万円/月を加算(当法人報酬規程による)

例:本人の管理財産が1000万円未満で委任事務(契約書の代理権目録1に示すもの)が月数回程度の場合1万円/月

(2) 任意後見制度に基づく支援事業

任意後見制度とは、判断能力があるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結びます。

費用:基本手数料 2万円/月~5万円/月(当法人報酬規程による)

例:本人の管理財産が1000万円未満で委任事務(契約書の代理権目録1に示すもの)が月数回程度の場合2万円/月

別途、公正証書作成料が5万円~6万円程度かかります。

(3) 成年後見制度に基づく支援事業

成年後見制度(法定後見制度)とは、障害や認知症の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの種類(類型)が用意されています。

成年後見制度(法定後見制度)においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(補助人・保佐人・成年後見人)が、ご本人の利益を考えながら、ご本人を代理して契約などの法律行為をしたり、ご本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、ご本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、ご本人を保護・支援します。

費用:家庭裁判所が決定(本人の資産状況によります。)

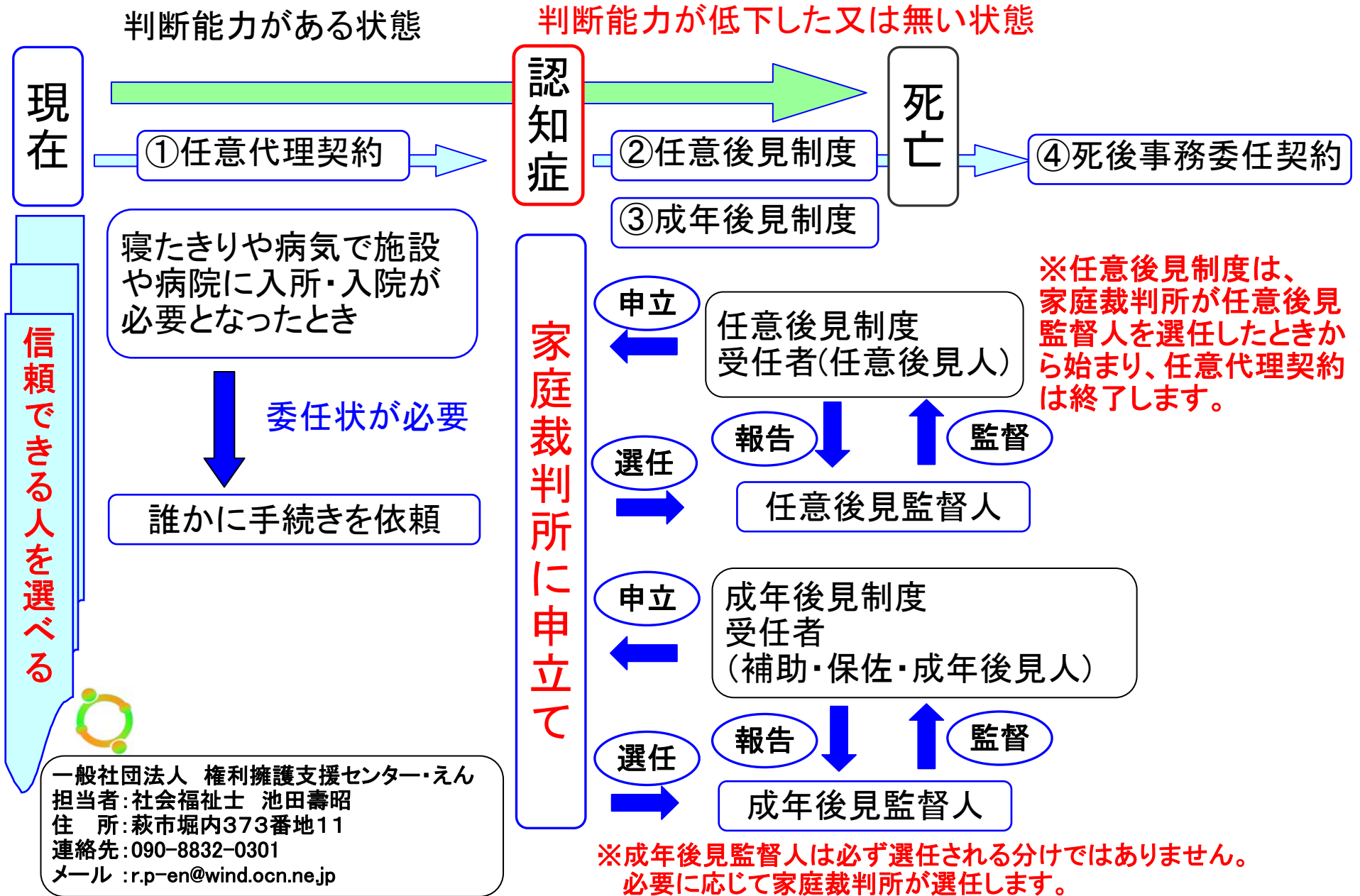
別途、成年後見人の申立て依頼費用として 100,000円

(4) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

例:死後事務委任契約 費用:100,000円

身寄りが無く、菩提寺を持たない人には希望する菩提寺を紹介し、死亡時には、死亡届や本人の意思に基づいた葬儀の実施、納骨、永代供養等の依頼をします。また、未払の入院費用、公共料金等の支払いをします。

信頼できる人に財産管理・法的手続き・行政手続きを委任しましょう。



代理権目録1【基本委任事務】

身上保護(身上保護とは、ご本人の生活や健康の維持、療養等に関する仕事です)に必要な事務委任です

- 1 生活資金口座預金(別紙預かり証に記載する①の預金)の管理、保存及びすべての取引
 - ・その他金融資産の管理、保存
- 2 家賃、地代、年金その他の社会保険給付等定期的な収入の受領、家賃、地代、公共料金等定期的な支出を要する費用の支払並びにこれらに関する諸手続等一切の事項
- 3 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常関連取引(契約の変更、解除を含む。)に関する事項
- 4 保険契約の締結、変更、解除、保険料の支払、保険金の受領等保険契約に関する一切の事項
- 5 印鑑証明、住民票、戸籍事項証明書、登記事項証明書の請求、税金の申告・納付等行政機関に対する一切の申請、請求、申告、支払等
- 6 登記済権利証・登記識別情報、印鑑、印鑑登録カード、住民基本台帳カード、個人番号(マイナンバー)カード・個人番号(マイナンバー)通知カード、預貯金通帳、キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、健康保険証、介護保険証、土地・建物賃貸借契約書等の重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 7 医療契約、入院契約、介護契約、施設入所契約その他の福祉サービス利用契約等、甲の身上監護に関する一切の契約の締結、変更、解除、費用の支払等一切の事項
- 8 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求並びに福祉関係の措置(施設入所措置を含む。)の申請及び決定に対する審査請求に関する事項



一般社団法人 権利擁護支援センター・えん



一人暮らしでいろいろ不安です。施設に入りたいけど手続きをしたり、身元引受人になってくれる人がいなくて困っています。



あれ！薬飲んだかな？
近頃、物忘れが多くなって、大事なものをよく失くすことが多くなった。一人暮らしだからこれからの生活が心配だな

病気で急に入院しないといけないけど、身内がいなくて入院の身支度や入院料の支払いを頼める人がいなくて困っています。



体が思うように動かなくて外出ができなくなった。公共料金や医療費の支払いなど生活に必要なお金をおろしに行くことができなくなってきた。



判断能力はあるけど、日常生活や健康状態の維持が難しい方は当法人にお任せください。身上保護を主体としたサービスを行います

一般社団法人 権利擁護支援センター・えん
担当者: 社会福祉士 池田壽昭
住 所: 萩市堀内373番地11
連絡先: 090-8832-0301
メール: r.p-en@wind.ocn.ne.jp